

新旧対照表

○千葉県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第12号）

改正後	改正前
<p>第2条 法、令及び施行規則の規定により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請又は届出（以下「申請等」という。）を行おうとする者（以下「申請者等」という。）は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を当該申請者等の住所地又は申請等の対象となる当該申請者等の使用に係る施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経て、公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 令第13条第1項第1号又は第1号の2に規定する自動車の届出</p> <p>(2) 法第59条第2項に規定する牽（けん）引の許可の申請</p> <p>(3) 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任又は解任の届出</p> <p>2 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を署長を経て公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 法第45条の2第1項に規定する普通自動車の届出</p> <p>(2) 法第45条の2第2項に規定する高齢運転者等標章の交付の申請</p> <p>(3) 法第45条の2第3項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請</p> <p>(4) 施行規則第6条の3の3に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出</p> <p>3 法第45条の2第4項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、当該高齢運転者等標章を署長を経て公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>4 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、視力（深視力を含む。）が施行規則第23条の表の視力の項に定める基準未満であることを理由として付されるもの（以下「眼鏡等の条件」という。）を除く。）を付されている者が第4号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第89条に規定する免許の申請であつて法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に係るもの</p>	<p>第2条 法、令及び施行規則の規定により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請又は届出（以下「申請等」という。）を行おうとする者（以下「申請者等」という。）は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を当該申請者等の住所地又は申請等の対象となる当該申請者等の使用に係る施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経て、公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 令第13条第1項第1号又は第1号の2に規定する自動車の届出</p> <p>(2) 法第59条第2項に規定する牽（けん）引の許可の申請</p> <p>(3) 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任又は解任の届出</p> <p>2 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を署長を経て公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 法第45条の2第1項に規定する普通自動車の届出</p> <p>(2) 法第45条の2第2項に規定する高齢運転者等標章の交付の申請</p> <p>(3) 法第45条の2第3項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請</p> <p>(4) 施行規則第6条の3の3に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出</p> <p>3 法第45条の2第4項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、当該高齢運転者等標章を署長を経て公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>4 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、視力（深視力を含む。）が施行規則第23条の表の視力の項に定める基準未満であることを理由として付されるもの（以下「眼鏡等の条件」という。）を除く。）を付されている者が第4号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第89条に規定する免許の申請であつて法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に係るもの</p>

<p>(2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（以下「免許証の記載事項の変更届出」という。）</p> <p>(3) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請（以下「免許証の再交付申請」という。）</p> <p>(4) 法第101条第1項又は法第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請（以下「免許証の更新申請」という。）（別表第1に掲げる警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者に係る申請にあつては、次に掲げる者の申請に限る。）</p> <p>ア 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）</p> <p>イ 法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者</p> <p>ウ 法第101条の3第1項ただし書に規定する講習を受ける必要がないものとして政令で定める者</p> <p>(5) 法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請（同項に規定する申出を含む。以下「免許の取消し申請」という。）</p> <p>(6) 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請（以下「証明書の交付申請」という。）</p> <p>(7) 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出（以下「証明書の記載事項の変更届出」という。）</p> <p>(8) 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請（以下「証明書の再交付申請」という。）</p> <p>5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、眼鏡等の条件を除く。）を付されている者が第3号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 免許証の記載事項の変更届出</p> <p>(2) 免許証の再交付申請</p> <p>(3) 申請者等が優良運転者である場合における免許証の更新申請</p> <p>(4) 免許の取消し申請</p> <p>(5) 証明書の交付申請</p> <p>(6) 証明書の記載事項の変更届出</p> <p>(7) 証明書の再交付申請</p> <p>6 第4項に定めるもののほか、申請者等が公安委員会以外の都道府県公安委</p>	<p>(2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（以下「免許証の記載事項の変更届出」という。）</p> <p>(3) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請（以下「免許証の再交付申請」という。）</p> <p>(4) 法第101条第1項又は法第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請（以下「免許証の更新申請」という。）（別表第1に掲げる警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者に係る申請にあつては、次に掲げる者の申請に限る。）</p> <p>ア 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）</p> <p>イ 法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者</p> <p>ウ 法第101条の3第1項ただし書に規定する講習を受ける必要がないものとして政令で定める者</p> <p>(5) 法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請（同項に規定する申出を含む。以下「免許の取消し申請」という。）</p> <p>(6) 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請（以下「証明書の交付申請」という。）</p> <p>(7) 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出（以下「証明書の記載事項の変更届出」という。）</p> <p>(8) 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請（以下「証明書の再交付申請」という。）</p> <p>5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、眼鏡等の条件を除く。）を付されている者が第3号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 免許証の記載事項の変更届出</p> <p>(2) 免許証の再交付申請</p> <p>(3) 申請者等が優良運転者である場合における免許証の更新申請</p> <p>(4) 免許の取消し申請</p> <p>(5) 証明書の交付申請</p> <p>(6) 証明書の記載事項の変更届出</p> <p>(7) 証明書の再交付申請</p> <p>6 第4項に定めるもののほか、申請者等が公安委員会以外の都道府県公安委</p>
--	--

員会が管轄する区域に住所地を有する優良運転者である場合にあつては、免許証の更新申請については、千葉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長又は流山運転免許センター長（以下「運転免許課長等」という。）を経て当該免許の更新申請を当該優良運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うことができる。

（試験場の場所）

第13条 施行規則第22条第1項の規定による免許試験の場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課
- (2) 千葉県警察本部交通部運転免許本部流山運転免許センター
- (3) 免許を受けようとする者（法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に限る。）の住所地を管轄する警察署
- (4) 前各号のほか、公安委員会の指定する場所
（申請用写真を添付しないことができる場合）

第18条の2 法第104条の4第1項後段の規定による申出並びに施行規則第29条第1項及び第29条の2第2項に規定する申請書には、次の各号に掲げる場合を除き、申請用写真の添付を要しない。

- (1) 第2条第4項の規定により、免許証の更新申請又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出する場合
- (2) 第2条第5項の規定により、免許証の更新申請（優良運転者に係るものに限る。）又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出する場合

2 施行規則第21条第2項に規定する再交付申請書を運転免許課長等を経て公安委員会に提出する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は法第93条の2の規定による記録を毀損したときは、この限りでない。

- (1) 免許証の記載事項の変更届出をするとき。
- (2) 施行規則第21条第1項各号のいずれかに該当するとき。

（運転経歴証明書の申請等）

第19条の2 証明書の交付申請、証明書の記載事項の変更届出及び証明書の再交付申請は、運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記第11号様式の3）を公安委員会に提出して行うものとする。

員会が管轄する区域に住所地を有する優良運転者である場合にあつては、免許証の更新申請については、千葉県警察本部交通部運転免許本部千葉運転免許センター長又は流山運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）を経て当該免許の更新申請を当該優良運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うことができる。

（試験場の場所）

第13条 施行規則第22条第1項の規定による免許試験の場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 千葉県警察本部交通部運転免許本部千葉運転免許センター
- (2) 千葉県警察本部交通部運転免許本部流山運転免許センター
- (3) 免許を受けようとする者（法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に限る。）の住所地を管轄する警察署
- (4) 前各号のほか、公安委員会の指定する場所
（申請用写真を添付しないことができる場合）

第18条の2 法第104条の4第1項後段の規定による申出並びに施行規則第29条第1項及び第29条の2第2項に規定する申請書には、次の各号に掲げる場合を除き、申請用写真の添付を要しない。

- (1) 第2条第4項の規定により、免許証の更新申請又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出する場合
- (2) 第2条第5項の規定により、免許証の更新申請（優良運転者に係るものに限る。）又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出する場合

（新設）

（運転経歴証明書の申請等）

第19条の2 証明書の交付申請、証明書の記載事項の変更届出及び証明書の再交付申請は、運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記第11号様式の3）を公安委員会に提出して行うものとする。

2 免許の取消し申請(亡失、滅失等により免許証を提示できない場合を除く。)と同時に前項の運転経歴証明書交付申請書を運転免許課長等を経て提出した場合は、申請用写真の提出を要しない。

3 第1項の運転経歴証明書再交付申請書を運転免許課長等を経て提出する場合において、施行規則第30条の13第1項第2号から第5号までに該当するときは、当該運転経歴証明書再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、この限りでない。

4 公安委員会は、第1項に規定する運転経歴証明書交付・再交付申請書を受理したときは、運転経歴証明書を交付するものとする。

別表第3(第6条の2)

路線名等	区間
(略)	
一般国道128号	茂原市本納字廻田2,625番2地先から <u>東金市台方字下浦沼1,229番1</u> 地先まで
(略)	
一般国道464号	<u>鎌ヶ谷市初富字林跡928番25地先から成田市押畑字浅間下1,174番2地先まで及び成田市並木町字並木畑60番13地先から41番37地先まで</u>
(略)	

2 免許の取消し申請(亡失、滅失等により免許証を提示できない場合を除く。)と同時に前項の運転経歴証明書交付申請書を運転免許センター長を経て提出した場合は、申請用写真の提出を要しない。

(新設)

3 公安委員会は、第1項に規定する運転経歴証明書交付・再交付申請書を受理したときは、運転経歴証明書を交付するものとする。

別表第3(第6条の2)

路線名等	区間
(略)	
一般国道128号	茂原市本納字廻田2,625番2地先から <u>高田字屋芝768番2</u> 地先まで
(略)	
一般国道464号	<u>成田市</u> 並木町字並木畑60番13地先から41番37地先まで
(略)	